

総社市教育委員会公印規則及び総社市立学校給食共同調理場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月17日

総社市教育委員会教育長 山中 榮 輔

総社市教育委員会規則第15号

総社市教育委員会公印規則及び総社市立学校給食共同調理場規則の一部を改正する規則

(総社市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 総社市教育委員会公印規則(平成17年総社市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前							
別表(第3条関係) 公印一覧表								別表(第3条関係) 公印一覧表							
公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管課(校園)	使用区分	印材	個数	公印の種類	整理番号	書体	寸法	保管課(校園)	使用区分	印材	個数
略								略							
総社市地食べ学校給食センターえがお所長之印	111	〃	方21ミリ	総社市地食べ学校給食センターえがお	総社市地食べ学校給食センターえがお所長名をもってする文書	〃	1	総社市立総社東学校給食共同調理場之印	111	〃	方30ミリ	総社東学校給食共同調理場	総社東学校給食共同調理場名をもってする文書	〃	1
削除	112							総社市立総社東学校給食共同調理場所長之印	112	〃	方21ミリ	〃	総社東学校給食共同調理場所長名をもってする文書	〃	1

改正後							改正前								
〃	113						総社市立総社西学校給食共同調理場所長之印	113	〃	方 21 ミリ	総社西学校給食共同調理場	総社西学校給食共同調理場所長名をもってする文書	〃	1	
総社市中央公民館長之印	114	てん 晝	方 24 ミリ	総社市中央公民館	総社市中央公民館長名をもってする文書	木	1	総社市中央公民館長之印	114	〃	方 24 ミリ	総社市中央公民館	総社市中央公民館長名をもってする文書	〃	1
略							略								

(総社市立学校給食共同調理場規則の一部改正)

第2条 総社市立学校給食共同調理場規則(平成17年総社市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>総社市学校給食センター規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>総社市学校給食センター条例</u>(平成17年総社市条例第100号)第7条の規定に基づき、<u>総社市学校給食センター</u>(以下「給食センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 <u>給食センター</u>に所長のほかに次の職員を置くことができる。 (1)～(9)略</p> <p>(施設及び設備の保全等)</p> <p>第7条 所長は、<u>給食センター</u>の施設及び設備(物品を含む。以下同じ)の維持保全に努めるとともに、その整備改善をしなければならない。</p> <p>(簿冊)</p>	<p><u>総社市立学校給食共同調理場規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>総社市立学校給食共同調理場条例</u>(平成17年総社市条例第100号)第7条の規定に基づき、<u>総社市立学校給食共同調理場</u>(以下「給食調理場」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 <u>給食調理場</u>に所長のほかに次の職員を置くことができる。 (1)～(9)略</p> <p>(施設及び設備の保全等)</p> <p>第7条 所長は、<u>給食調理場</u>の施設及び設備(物品を含む。以下同じ)の維持保全に努めるとともに、その整備改善をしなければならない。</p> <p>(簿冊)</p>

改正後	改正前
第9条 <u>給食センター</u> には、事務処理上必要と認められる簿冊を備えておかなければならない。	第9条 <u>給食調理場</u> には、事務処理上必要と認められる簿冊を備えておかなければならない。

附 則

この規則は、令和元年8月1日から施行する。